



さかた よしお
坂田芳郎 議員

Yoshio Sakata



Q. 特別職の給料・報酬等の大胆な減額を A. 必要に応じて見直しを行っている

9月定例会

質疑あれこれ

討議

一般質問

Q 指摘を受け、尋ねる。町長・副町長の月額給料はいくらか。

A 総務部長
平成29年4月1日時点における給料月額

は、町長が82万9000円、副町長が68万5000円である。

Q 議員の月額報酬はいくらか。

A 総務部長
平成29年4月1日時点における議員の報酬

月額、28万2000円である。

Q 町長・副町長・議員の期末手当はいくらか。

A 総務部長
平成29年度の期末手当は、町長が378万

446円、副町長が327万7724円、議員が134万9370円である。

Q 町長・副町長の4年、1期ごとの退職手当はいくらか。

A 総務部長
平成29年4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期4年

間の任期を満了して退職した場合の退職手当の支給見込額は、町長が1559万8464円、副町長が772万6800円である。

Q 議員の4年、1期ごとの任期終了手当はいくらか。

A 総務部長
現在、議員につきま

しては、任期満了時に支給する手当はない。

Q 本町の規模や住民感情を考慮し、かつ特別職としての品位を鑑

みた場合、そもそもが、全て高額すぎるのではないかと。服部町政として、大胆な減額、見直しのお考え

A 町長
町長、副町長、議員等の特別職に係わる給料および報酬については、それぞれ条例で規定している。

金額については、毎年2月に開催している、特別職報酬等審議会の審議結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行っている。

